

意見申出書

令和2年11月11日

総務大臣 殿

郵便番号 102-8124
(ふりがな)
住 所 東京都千代田区紀尾井町1番3号
(ふりがな)
氏 名 株式会社IDCフロンティア
だいひょうとりしまりやくしやちよう すずき かつひき
代表取締役社長 鈴木 勝久

郵便番号 698-0024
(ふりがな)
住 所 島根県益田市駅前町十七番1号
EAGA A201
(ふりがな)
氏 名 株式会社アットアイ
だいひょうとりしまりやく よこた ひろと
代表取締役 横田 洋人

郵便番号 158-0096
(ふりがな)
住 所 東京都世田谷区玉川台一丁目1番3号
(ふりがな)
氏 名 EditNet株式会社
だいひょうとりしまりやく のぐち たかし
代表取締役 野口 尚志

郵便番号 894-0025
(ふりがな)
住 所 鹿児島県奄美市名瀬幸 町 21番9号
(ふりがな)
氏 名 オーシャンブロードバンド株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう よねざわ りようじ
代表取締役社長 米澤 亮治

郵便番号 900-8540
(ふりがな)
住 所 沖縄県那覇市松山一丁目2番1号
(ふりがな)
氏 名 沖縄セルラー電話株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう ゆあき ひでお
代表取締役社長 湯浅 英雄

郵便番号 900-0032
(ふりがな)
住所 おきなわけん な はし まつやまいつちようめ ぼん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号
(ふりがな)
氏名 おきなわつうしん かぶしがいいしや
沖縄通信ネットワーク株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう なかち まさかず
代表取締役社長 仲地 正和

郵便番号 540-8622
(ふりがな)
住所 おおさかしちゆうおうくしろみ にちようめ ぼん ごう
大阪市中央区城見二丁目1番5号
(ふりがな)
氏名 かぶしがいいしや
株式会社オペテージ
だいひょうとりしまりやくしやちよう あらき まこと
代表取締役社長 荒木 誠

郵便番号 650-0027
(ふりがな)
住所 ひょうごけん こう べし ちゆうおうく なかまちどおり にちようめ
兵庫県神戸市中央区中町通二丁目 3
ぼん ごう
番2号
(ふりがな)
氏名 かんさい かぶしがいいしや
関西ブロードバンド株式会社
だいひょうとりしまりやく み す ひさし
代表取締役 三須 久

郵便番号 810-0001
(ふりがな)
住所 ふくおかけん ふくおかしちゆうおうくてんじんいつちようめ ぼん
福岡県福岡市中央区天神一丁目12番
ごう
20号
(ふりがな)
氏名 かぶしがいいしや
株式会社QTnet
だいひょうとりしまりやくしやちよう いわさき かずと
代表取締役社長 岩崎 和人

郵便番号 163-8003
(ふりがな)
住所 とうきょうと しんじゅくくにしんじゅく にちようめ ぼん ごう
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号
(ふりがな)
氏名 かぶしがいいしや
KDDI株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう たかはし まこと
代表取締役社長 高橋 誠

郵便番号 106-6027
(ふりがな)
住所 とうきょうと ろっぽんぎいつちようめ ぼん ごう
東京都六本木一丁目6番1号
いずみ かい
泉 ガーデンタワー27階
(ふりがな)
氏名 Coltテクノロジーサービス株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけん だいひょう ほしの まさと
代表取締役社長兼アジア代表 星野 真人

郵便番号 130-0015
(ふりがな)
住所 東京都墨田区横網二丁目6番2号
(ふりがな)
氏名 ZIP Telecom株式会社
代表取締役 川合 健司

郵便番号 105-7317
(ふりがな)
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな)
氏名 ソフトバンク株式会社
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

郵便番号 158-0094
(ふりがな)
住所 東京都世田谷区玉川四丁目 5 番 6 号
尾嶋ビル3階
(ふりがな)
氏名 株式会社ソラコム
代表取締役社長 玉川 憲

郵便番号 460-0003
(ふりがな)
住所 愛知県名古屋市中区錦一丁目 10 番 1
号
(ふりがな)
氏名 中部テレコミュニケーション株式会社
代表取締役社長 宮倉 康彰

郵便番号 930-0412
(ふりがな)
住所 富山県中新川郡上市町広野 3146 番 1
号
(ふりがな)
氏名 株式会社TAM
代表取締役 荒木 敦

郵便番号 891-8201
(ふりがな)
住所 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1405

(ふりがな)
氏名 徳之島ビジョン株式会社
代表取締役 三須 久
だいひょうとりしまりやく みす ひさし

郵便番号 782-0003
(ふりがな)
住所 高知県香美市土佐山田町宮ノ口 185
こうちけん かみしとさやまだちようみやのくち
ばんち
番地

(ふりがな)
氏名 有限会社ナインレイヤーズ
代表取締役社長 菊池 豊
だいひょうとりしまりやくしやちよう きくち ゆたか

郵便番号 957-0061
(ふりがな)
住所 新潟県新発田市住吉町五丁目12番22
ごう
号
にいがたけん しんぱたし すみやちようごちようめ ばん
ごう

(ふりがな)
氏名 株式会社新潟通信サービス
代表取締役 本間 誠治
だいひょうとりしまりやくほんま せいじ

郵便番号 104-0031
(ふりがな)
住所 東京都中央区京橋一丁目12番5号
氏名 一般社団法人日本ケーブルテレビ
れんめい
連盟
りじちよう わたなべ かつや
理事長 渡辺 克也

郵便番号 105-7304
(ふりがな)
住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
とうきょうしおどめ
東京汐留ビルディング 8階
(ふりがな)
氏名 ビー・ビー・バックボーン株式会社
代表取締役社長 戸坂 豪臣
だいひょうとりしまりやくしやちよう とさか ひでとし

郵便番号 141-0032
(ふりがな)
住所 東京都品川区東品川四丁目12番4号
(ふりがな)
氏名 ビッグロープ株式会社
かぶしがいしや

だいひょうとりしまりやくしゃちよう あらいずみ たけし
代表取締役社長 有泉 健

郵便番号 920-0024

(ふりがな) いしかわけんかなざわしさいねんいっちようめ ぼん ごう
住 所 石川県金沢市西念一丁目1番3号

(ふりがな) ほくりくつうしん ネットワーク かぶしがいいしゃ
氏 名 北陸通信ネットワーク株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう とくみつ よしなり
代表取締役社長 徳光 吉成

郵便番号 060-0031

(ふりがな) ほっかいどう きつぽろし ちゅうおうく きた いちじょう ひがし
住 所 北海道札幌市中央区北一条東

にちようめ ぼん
二丁目5番3

(ふりがな) ほっかいどうそうごうつうしんもうかぶしがいいしゃ
氏 名 北海道総合通信網株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう ふるごおり ひろあき
代表取締役社長 古郡 宏章

郵便番号 108-0075

(ふりがな) とうきょうとみなとくこうなんにちようめ ぼん ごう
住 所 東京都港区港南二丁目16番1号

(ふりがな) UQコミュニケーションズ かぶしがいいしゃ
氏 名 UQコミュニケーションズ株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう たけざわ ひろし
代表取締役社長 竹澤 浩

郵便番号 160-0022

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくしんじゅくよんちようめ ぼん ごう
住 所 東京都新宿区新宿四丁目1番6号

(ふりがな) LINEモバイル かぶしがいいしゃ
氏 名 LINEモバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう か ど あやの
代表取締役社長 嘉戸 彩乃

郵便番号 158-0094

(ふりがな) とうきょうとせ た が やく たまがわい ちちようめ ぼん ごう
住 所 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

(ふりがな) らくてん かぶしがいいしゃ
氏 名 楽天モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう やまだ よしひさ
代表取締役社長 山田 善久

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんげい いっちようめ ぼん ごう
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) Wireless City Planning かぶしがいいしゃ
氏 名 Wireless City Planning株式会社

だいひつとりしまりやくしゃちょう けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙

電気通信事業法第172条の規定により、次のとおり意見の申出をします。

なお、本申出は株式会社 IDC フロンティア、株式会社アットアイ、イツツ・コミュニケーションズ株式会社、EditNet 株式会社、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ、株式会社愛媛 CATV、オーシャンブロードバンド株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、沖縄通信ネットワーク株式会社、株式会社オプテージ、関西ブロードバンド株式会社、株式会社 QTnet、KDDI 株式会社、ケーブルテレビ株式会社、株式会社コミュニティネットワークセンター、Colt テクノロジーサービス株式会社、株式会社 CCJ、ZIP Telecom 株式会社、株式会社ジュピターテレコム、ソフトバンク株式会社、株式会社ソラコム、中部テレコミュニケーション株式会社、株式会社 TAM、東北インテリジェント通信株式会社、徳之島ビジョン株式会社、有限会社ナインレイヤーズ、株式会社新潟通信サービス、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、株式会社ハートネットワーク、ビー・ビー・バックボーン株式会社、ビッグロブ株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、北海道総合通信網株式会社、UQ コミュニケーションズ株式会社、LINE モバイル株式会社、楽天モバイル株式会社、Wireless City Planning 株式会社計37社の総意のもと、上記の28社が代表して実施するものです。宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

| 項目 | 内容 |
|--|--|
| 申出対象の 電気通信事 業者等の氏 名又は名称 及び住所 | 株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号 西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 東京都港区港南一丁目9番1号 |

| | |
|--------------|---|
| <p>申出の内容</p> | <p>(経緯)</p> <p>これからの5G/IoT時代は、高速性が求められる4K/8Kなどの高精細映像の配信や低遅延性が求められる自動運転・遠隔操作など、様々な分野で5Gを活用した新たなサービス提供が期待されておりますが、これらの5Gサービスを支えるのが光ファイバを基盤とする通信ネットワークとなります。加えて、5Gでは、従来より高い周波数帯を使うため、より稠密な基地局展開が不可欠であり、そのために、より多くの光ファイバが必要となります。</p> <p>また、固定通信においても、さらなる高速化・大容量化に対応するため、益々光ファイバの重要性が高まっています。</p> <p>このように、今後、固定通信・移動体通信問わず、<u>光ファイバの重要性は地方を含め益々高まることになり</u>、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、あわせて「NTT東・西」という。)が保有する光ファイバや線路敷設基盤等のボトルネック設備が電気通信市場に与える影響はこれまで以上に強まります。加えて、<u>NTT東・西が公社時代から承継した全国津々浦々の局舎については、エッジコンピューティングの普及により、その戦略的価値が電話時代よりもむしろ高まっています。</u></p> <p>こうした市場環境を踏まえ、現行の法制度やこれまでに整備されてきた公正競争ルールが実態に即しているのか、時代の変化に応じて見直す必要があるのかを常に問い直し、必要な措置を講じていく必要があります。</p> <p>5G/IoT時代において、電話時代よりも遥かにNTT東・西のボトルネック設備の競争上の戦略的価値が高まっている点に鑑みれば、<u>そのボトルネック設備に対する規律は、次世代網(固定通信網・移動体通信網の如何を問わず)に不可欠な要素として益々厳格な運用が求められることとなります。</u></p> <p>株式会社NTTドコモ(以下、「NTTドコモ」という。)は、NTTの在り方に関する様々な政策的議論((参考)を参照)を経て、公正競争要件を確保したうえで、旧日本電信電話株式会社(再編成前の日本電信電話株式会社のことを指し、以下、「旧NTT」という。)から分離し、<u>旧NTTの資本的な支配やボトルネック設備から切り離して、完全な民間会社として、他の移動体通信事業者と同等な立場での競争が求められてきました。</u>また、地域通信市場を独占していたNTT東・西の有力な競争相手として、NTTグループ内各社の相互競争の進展による市場の活性化が期待されていました。</p> <p>公正競争要件が確保されたうえで競争が行われた結果、移動体通信市場では様々な技術革新や利用者利便の向上がもたらされ、5G/IoT時代に向けて、更なる競争の進展・利用者利便の向上が期待されていました。そうした中、令和2年9月29日、日本電信電話株式会社(以下、「NTT持株」という。)が情報通信市場を取り巻く環境変化等を理由に“NTTドコモのさらなる強化”を掲げ、NTTドコモの完全子会社化を目的に公開買付けの開始を公表しました。</p> |
|--------------|---|

NTTドコモの完全子会社化により、NTT東・西とNTTドコモの資本的な関係性が強化されると、人的・物的・財務的な一体性が強まり、NTT東・西が保有するボトルネック設備の利用においてNTTドコモが情報・条件面等で優遇されるなど、競争事業者との公平性の観点で懸念が生じるとともに、NTT東・西とNTTドコモが実質的に一体化することによって発揮される強大な市場支配力によって競争事業者が排除される等、電気通信市場における公正な競争環境が阻害される恐れがあります。特に地域の電気通信市場においてはその影響が大きくなる恐れがあります。

また、NTTドコモの完全子会社化は、NTTの在り方を巡る政策議論を踏まえて公表された政府措置(※1)の“完全民営化”の方針に逆行するものであり、NTTドコモに対するNTT持株の出資比率の低下を求めてきた過去の電気通信審議会答申や郵政省報道発表、閣議決定等の趣旨に明確に反するものです。

電気通信審議会等の公開の場での政策議論を踏まえて措置されたNTTドコモ分離に係る政府措置等の公正競争要件を、何ら議論・整理なく、規制対象の当事者であるNTT持株が「環境変化」等を理由に一方的に反故にすることは、政策の策定・運用、規律遵守の体系を覆すことになり問題です。環境変化に応じて政策的措置・公正競争要件を見直すのであれば、公開の場での議論・整理に基づく必要があります。

加えて、NTTドコモの完全子会社化を公表した際の記者会見(令和2年9月29日)において、NTT持株の澤田社長より「NTTドコモを完全子会社したうえで、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTTコム」という。)やエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社(以下、「NTTコムウェア」という。)をNTTドコモグループに移管することを検討している。吸収合併するかどうかは今後検討。グループ会社との連携強化について検討していく」趣旨の発言がありました。

NTTコムについては、旧NTTからの分離時の公正競争要件(※2)の対象となっていることに加えて、電気通信事業法で定める特定関係事業者(電気通信事業法第31条第1項)に指定され、第一種指定電気通信設備を設置するNTT東・西との間で厳格なファイアウォール規制(※3)の対象となっており、また、電気通信事業法で定める特定関係法人(電気通信事業法第30条第3項第2号)に指定され、第二種指定電気通信設備を設置しかつ禁止行為対象事業者(電気通信事業法第30条第1項)に指定されるNTTドコモが不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることをしてはならない対象の事業者となっています。

NTTコムウェアについては、旧NTTからの分離時の公正競争要件(※4)として、NTT内の研究開発成果の開示同等性とNTT内取引の第三者との同等性の確保等の対象となっています。

このような公正競争要件の対象となる特殊なNTTグループ会社の組織改編については、NTTの在り方に関する政策議論を踏まえて措置されてきたNTTの再編成の趣旨は維持しつつも、組織改編によって起こり得る各社のネットワーク・顧客基盤の統合等が及ぼす公正競争への影響を踏まえて、新たな5G/IoT時代に必要な公正競争要件について改めて議論

する必要があります。

以上のことから、後述の申出を行うものです。

(参考)

NTTの在り方に関する電気通信審議会の審議を経て、平成2年3月2日、郵政大臣は、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方」についての答申(以下、「在り方答申」という。)(※5)を同審議会より受けました。

在り方答申では、「移動体通信業務をNTTから分離した上で、完全民営化する」(注:NTTは旧NTTを指す。)及び「公正有効競争の観点から、NTTが取得する移動体通信会社の株式は、上場以降に市場において逐次売却し、できるだけ速やかにNTTの出資比率を低下させることが望ましい」とされており、政府は、在り方答申を受けてNTTの在り方について検討を加えた結果、同年3月30日、「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」(※1)を決定し、「移動体通信分野における公正有効競争を実現するため、移動体通信業務を一両年内を目途にNTTから分離し、移動体通信業務を営むこととなる会社については、これを完全民営化する」ことを求めました。

その後、NTTドコモに対するNTT持株の出資比率については、郵政省報道発表「日本電信電話株式会社の移動体事業の分離について」(平成4年4月28日)(※6)や電気通信審議会答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」(平成12年12月21日)(※7)においても“出資比率を低下させる”考え方が示され、「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日、閣議決定)(※8)でも“出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現を注視”とされました。

また、平成4年4月28日の郵政省報道発表と同日に、旧NTT自らも「移動体通信事業の分離について」(※9)の報道発表において、「移動体通信事業の分類に伴い、NTTは公正な競争を確保するため、以下のとおり行なうこととする」「会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする」と宣言しています。

さらに、日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第1項では、「会社」(NTT持株)の業務は、NTT東・西の株式を保有すること等に限定されており、NTT持株がNTTドコモの株式等NTT東・西以外の株式を持ち続けられるのはあくまでも日本電信電話株式会社等に関する法律附則(平成9年6月20日法律第98号)第8条第2項の規定(「会社は、当分の間、会社がこの法律の施行の際現に営んでいる業務であって、承継会社に引き継がれるものとして承継計画に定められたもの以外のもの(新法第二条第一項に規定する業務に該当するものを除く。)を引き続き営むことができる。」)によって「当分の間」認められているに過ぎません。

以下、本申出書「その他参考となるべき事項」欄参照。

- (※1)「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」(平成2年3月30日、郵政省)
- (※2)「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年12月、郵政省告示)
- (※3)平成13年12月21日情報通信審議会電気通信事業部会 資料7
- (※4)「ソフトウェア関連業務の事業化について」(平成9年3月12日、日本電信電話株式会社)
- (※5)「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方」答申(平成2年3月2日、電気通信審議会)
- (※6)「日本電信電話株式会社の移動体通信事業の分離について」(平成4年4月28日、郵政省)
- (※7)「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」(平成12年12月21日、電気通信審議会)
- (※8)「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日、閣議決定)
- (※9)「移動体通信事業の分離について」(平成4年4月28日、日本電信電話株式会社)

(申出事項)

本申出は、NTT持株がNTTドコモを完全子会社化することにより、申出対象事業者の業務の方法が、現在又は将来において、公正競争上の問題を引き起こし、競争事業者が実質的に排除されることによって、利用者料金の高止まりやイノベーションの停滞が起こるなど、利用者利益を損なうことから、総務省において、公正な競争環境を確保するための厳格な措置を講じ、措置の対象事業者に対して、当該担保措置の遵守・履行を指導・徹底することで、業務の方法の改善を求めるものです。

公正競争上の問題を引き起こすと考えられる申出対象事業者の業務の方法の例

(1) 第一種指定電気通信設備を用いた「接続」や「卸役務」等の利用に係るNTTグループ会社(NTTドコモ)と競争事業者間の適正性・公平性・透明性の確保に係る問題例

①NTTグループで、第一種指定電気通信設備と一体的なネットワークを構築すると、NTTグループ内で設備・仕様の共通化が図られることにより、NTTグループ内では早く安価に設備利用が可能となる一方で、競争事業者が利用する場合は、仕様の違いによる新たな開発が伴い、開発に係る期間や追加費用が必要になるなど、不公平な接続条件がもたらされる。

②第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの(電気通信事業法第33条第4項第1号ホ. コロケーション等)について、NTTグループ会社(NTTドコモ)に対しては、接続約款による提供(義務的コロケーション等)によらず、民間取引(NTT東・

西利用部門によるホスティングサービス、いわゆる一般コロケーション等)によって、接続約款による提供条件・提供料金よりも有利な取扱いをすることで、接続ルールが形骸化し、NTTグループと競争事業者との間に不当な競争を引き起こす。

③第一種指定電気通信設備を用いた「卸役務」等の提供に関して、NTTグループ全体の利益のため、NTT東・西とNTTグループ(NTTドコモ)間の利益相反取引・内部相互補助が行われることで、競争事業者の排除が起こる。

④役員兼任・在籍出向等の人事交流が行われ、人的一体性が強まることによって、第一種指定電気通信設備の利用において、NTTグループ会社(NTTドコモ)と競争事業者間で、「接続」や「卸役務」等に係る情報の同等性が確保されない。また、競争事業者の「接続」や「卸役務」等に係る情報の目的外利用が誘発される。

など

(2) 禁止行為規制(電気通信事業法第30条)や特定関係事業者(電気通信事業法第31条第1項)等の規律が形骸化することにより公正競争の確保に支障が生じる問題例

①禁止行為規制の対象事業者同士(NTT東・西とNTTドコモ)で一体的なネットワークを構築すると、市場支配力の濫用につながることに加え、相互に特定の事業者に対して不当に優先的な取扱いをしていることから、これが認められることは禁止行為規制の形骸化につながる。

②禁止行為規制の対象事業者(NTT東・西又はNTTドコモ)と禁止行為の規律対象となる他のNTTグループ会社で一体的なネットワークを構築すると、市場支配力の濫用につながることに加え、特定の事業者に対して不当に優先的な取扱いをしていることから、これが認められることは禁止行為規制の形骸化につながる。

③NTT東・西の市場支配力の一部が、光サービス卸によってNTTドコモに移転し、又は、NTTグループの組織・業務分担の改編によってNTTドコモがNTTグループの全てのお客様のフロントになって強大な市場支配力を有したとしても、NTTドコモに対する禁止行為規制が、第二種指定電気通信設備を設置する事業者を前提とした規律であることから、市場支配力の濫用により公正競争環境を損なうことを防止できない。

④NTT東・西とNTTドコモの一体性が強まることによって、NTTドコモが今後の5G等携帯基地局展開に必要なネットワーク設備調達に関して、NTT東・西を不当に優先的に取り扱うインセンティブが働く。

⑤NTTコムネットワークや顧客基盤がNTTドコモに移転することや、役員兼任・在籍出向等の人事交流が行われ、人的一体性が強まることによって、NTTコムを対象としたNTT東・西の特定関係事業者の規律やNTTドコモの特定関係法人(電気通信事業法第30条第3項第2号)の規律が形骸化する。

など

なお、業務の方法を改善するにあたって、本件の経緯が公正競争要件の対象となる特殊なNTTグループ会社の組織改編に係る問題であり、新たな5G/IoT時代に向けて一体化し

巨大化するNTTの在り方についての議論が必要であることから、情報通信審議会又は同等の場において、関係事業者等の意見も踏まえて専門的な見地から公開での議論を行うことを要望するとともに、議論にあたっては、電気通信事業の公正な競争の促進を目的とする電気通信事業法第1条及び政府措置等の趣旨に照らし、以下の【実施すべき対応】に記載された対応が行われることを要望します。

【実施すべき対応】

1. 競争事業者等のステークホルダーを含めた公開の場での議論

- (1) 総務省は、公開の場での議論に先立って、経緯に記載したNTTドコモ分離に係る政府措置等の公正競争要件と、今回のNTT持株によるNTTドコモ完全子会社化との関係について、総務省の見解を公表すること。
- (2) 総務省は、NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化に関する公正競争上の問題について公開の場で議論を行うにあたり、競争事業者等のステークホルダー、有識者等の第三者を広く募るとともに、NTT持株及び申出対象事業者に対して、議論に必要な以下の具体的なデータ・考え方等を開示させること。

<開示すべき情報>

- ・ 経緯に記載したNTTドコモ分離に係る政府措置等の公正競争要件に対するNTT持株の認識(特に「出資比率の低下」が求められてきた中で、NTTドコモの完全子会社化を公表したこと、及びNTTドコモグループにNTTコム並びにNTTコムウェアの移管を検討していることを表明したことに対する考え)
 - ・ NTT東・西とNTTドコモ間における電気通信業務並びに電気通信業務に関連した周辺的な業務等における取引内容及び取引条件(特に電電公社からNTT東・西が承継した局舎・線路敷設基盤等の利用について、接続ルール外の民間取引を含め、NTTドコモを優遇した取引を行っていないかどうか)、及び競争事業者との電気通信業務並びに電気通信業務に関連した周辺的な業務等における取引において同等性を担保するための措置の考え
 - ・ NTTドコモグループに移管を検討しているNTTコム及びNTTコムウェアの組織改編に係る詳細情報(組織改編後の会社形態、人的関係、ネットワーク等)。なお、NTTコム及びNTTコムウェアをNTTドコモグループに移管する場合は、上述のNTT東・西とNTTドコモ間の取引内容及び取引条件の開示に加えて、NTT東・西と当該2社間の取引内容及び取引条件の開示を要する。
- (3) 総務省は、競争事業者等のステークホルダーの意見も聞きながら、今後の5G/IoT時代に必要な公正競争の担保措置について情報通信審議会又は同等の場において公開の場で議論・検討を行うこと。

2. 公正な競争環境確保のための担保措置

総務省は、項番1に係る議論・検討を踏まえ、必要な公正競争の担保措置(既存の規律

| | |
|--|---|
| | <p>の見直し、新たなガイドライン作成等)を定め、広く国民の意見を求めること。また、措置の対象事業者に対して、当該担保措置の遵守・履行を指導・徹底すること。</p> <p>事後においても、措置の対象事業者から当該担保措置の遵守・履行状況の報告を求め、総務省において内容を確認した上で、確認結果について公表すること。</p> |
|--|---|

| | |
|--------------|---|
| <p>申出の理由</p> | <p>本件については、申出対象事業者の業務の方法が改善されない場合、以下の理由に述べるとおり、公正な競争環境が確保されないことから、利用者利益を損なうものと考えます。</p> <p>(1) 第一種指定電気通信設備を用いた「接続」や「卸役務」等の利用に係るNTTグループ会社(NTTドコモ)と競争事業者間の適正性・公平性・透明性の確保に係る問題例 (理由)</p> <p>これからの5G/IoT時代は、経緯に記載のとおり、NTT東・西が保有する光ファイバ等のボトルネック設備が電気通信市場へ与える影響が地方を含めこれまで以上に強まります。</p> <p>NTTドコモの完全子会社化により、NTT東・西とNTTドコモの資本的な関係性が強化されると、人的・物的・財務的な一体性が強まり、申出事項に記載のとおり、NTT東・西が保有するボトルネック設備の利用においてNTTドコモが情報・条件面等で優遇されるなど、第一種指定電気通信設備を用いた「接続」や「卸役務」等の利用に係るNTTグループ会社(NTTドコモ)と競争事業者間の適正性・公平性・透明性の確保に係る問題が生じます。</p> <p>このことは、接続ルールの形骸化につながることに加えて、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすこと(電気通信事業法第29条第1項第5号)、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いが行われること(同第10号)から、申出対象事業者の業務の方法の改善を求めるものです。</p> <p>業務の方法の改善にあたっては、例えば、以下のような論点に係る公正競争上の措置が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTTグループによる第一種指定電気通信設備との一体的なネットワーク構築の禁止(組織統合の禁止及び実質的な一体的構築の禁止) ・第一種指定電気通信設備を用いた「接続」や「卸役務」等の利用に係るNTTグループ会社(NTTドコモ)と競争事業者間の適正性・公平性・透明性の徹底確保 ・第一種指定電気通信設備を用いた「接続」や「卸役務」等の利用に係る組織・機能のファイアウォール <p>など</p> <p>(2) 禁止行為規制(電気通信事業法第30条)や特定関係事業者(電気通信事業法第31条第1項)等の規律が形骸化することにより公正競争の確保に支障が生じる問題例 (理由)</p> <p>NTTドコモの完全子会社化により、NTT東・西とNTTドコモが実質的に一体化し、その強大な市場支配力によって競争事業者が排除される等、地域の電気通信市場を含め、公正な競争環境の確保に支障が生じます。</p> <p>また、NTTコム及びNTTコムウェアについては、経緯に記載のとおり、公正競争要件の対象となる特殊なNTTグループ会社であり、そのような会社の組織改編については、NT</p> |
|--------------|---|

Tの在り方に関する政策議論を踏まえて措置されてきたNTTの再編成の趣旨は維持しつつも、組織改編によって起こり得る各社のネットワーク・顧客基盤の統合等が及ぼす公正競争への影響を踏まえて、新たな5G/IoT時代に必要な公正競争要件について改めて議論する必要があります。

電気通信事業法は、市場支配力の濫用の防止のため、禁止行為規制により、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある行為を禁止しており、また、ボトルネック独占の弊害が及びやすい構造的な温床を断ち切り、公正競争を徹底させるため、特定関係事業者の規律を適用しています。

NTTグループの組織・業務分担の改編によって、こうした規律が形骸化し、市場支配力の濫用やボトルネック独占の弊害が及ぶことで、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすこと(電気通信事業法第29条第1項第5号)から、申出対象事業者の業務の方法の改善を求めるものです。

業務の方法の改善にあたっては、例えば、以下のような論点に係る公正競争上の措置が必要です。

- ・禁止行為規制の対象事業者(NTT東・西とNTTドコモ)に係る組織・ネットワーク・顧客基盤の統合等の禁止
- ・NTTドコモに対する禁止行為規制の強化(戦略的にNTTグループの全てのお客様のフロントとなるNTTドコモの禁止行為規制について、第二種指定電気通信設備を設置する事業者を前提とした規制内容からNTT東・西と同等レベルに強化等)
- ・NTTドコモの5G等携帯基地局展開に必要なネットワーク設備調達に関し、NTTグループ(NTT東・西)を不当に優先的に取り扱うことのないよう適正性・公平性・透明性の徹底確保
- ・NTTドコモとNTTコム・NTTコムウェアに係る組織・ネットワーク・顧客基盤の統合等の禁止
- ・NTTドコモとNTTコム・NTTコムウェア間の組織・機能のファイアウォールなど

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>その他参考 となるべき事 項</p> | <p>※ 関連部分のみ一部抜粋・要約</p> <p>●「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置」(平成2年3月30日、郵政省)</p> <p>1 基本的な考え方 (略)</p> <p>このため、公正有効競争条件の整備を図り、NTTの巨大・独占性の弊害についても、これを可能な限り改善する措置を講ずること等により、NTTの経営の向上を図ることが必要であると考えられる。</p> <p>2 公正有効競争の促進 (8) 移動体通信業務</p> <p>移動体通信分野における公正有効競争を実現するため、移動体通信業務を一両年内を目途にNTTから分離し、<u>移動体通信業務を営むこととなる会社については、これを完全民営化する。</u></p> <p>●「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成9年12月、郵政省告示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域会社・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止 ・持株会社及び承継会社の短期借入の個別実施 ・持株会社/地域会社・長距離会社間の共同資材調達禁止 ・<u>地域会社・長距離会社間の接続形態・接続条件の他事業者との同等性確保</u> ・<u>地域会社・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件の他事業者との同一性確保</u> ・長距離会社は独立した営業部門を設置、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合における条件の他事業者との同一性確保 ・地域会社・長距離会社間で提供される顧客情報等の他事業者との同一性確保 ・持株会社/地域会社が長距離会社に対して行う研究成果に係る情報開示の条件の他事業者との同一性確保 <p>●平成13年12月21日情報通信審議会電気通信事業部会 資料7</p> <p>※注:平成13年12月21日当時の第37条の3は、現在の第31条のことを指す</p> <p>電気通信事業法第37条の3の規定に基づき課される規律(いわゆるファイアウォール規制)は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、<u>当該設備の強い独占性・ボトルネック性にかんがみ、一定のグループ関係企業との間において、役員</u></p> |
|-------------------------------|---|

兼任を禁止し、接続や電気通信業務に関連した周辺的な業務についても公平な取扱いに厳正を期する等の規律を課すことにより、ボトルネック独占の弊害が及びやすい構造的な温床を断ち切り、公正競争を徹底させることを目的とするものである。

●「ソフトウェア関連業務の事業化について」(平成9年3月12日、日本電信電話株式会社)

※注:新会社は NTT コムウェア、NTTは再編成前の旧NTTのことを指す

日本電信電話株式会社(NTT)は、「ソフトウェア関連業務の事業化」について、平成8年9月にその基本的な枠組みを発表したところですが、その後細部について検討を進めてきた結果、本年4月にエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションウェア株式会社(以下「新会社」という。)を設立し、以下の内容で事業化を実施する予定です。

(略)

3. その他

(1) NTTと新会社との関係

- 1) NTTは、電気通信事業運営に必要な通信ソフトウェア、システムサービス等に関し、新会社に対して迅速、効率的且つ安定的な供給を求めて行きます。
- 2) NTTは、今後の経営環境の変化への対応において、効率的なネットワーク運営のためのソフトウェア開発等、必要に応じて、新会社の協力を求めて行く考えです。
- 3) NTTは、公正競争確保の観点から、新会社との取引について、他の第三者と同等の取引条件により行うこととします。
- 4) NTTは、新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、新会社との共同資材調達を行わないこととします。

(2) 研究開発成果の取扱い

ソフトウェア関連業務の事業化に伴い、NTTは、日本の電気通信市場における公正競争促進の観点から、研究開発成果の取扱いについて、以下の通り行うこととします。

1) NTTの研究開発成果

事業化に伴いNTTから新会社に継承される研究開発成果については、NTTは、開示請求権を保持することにより、他社からの開示請求に対して、新会社が開示することを担保します。

また、NTTの研究開発成果を新会社が必要とする場合には、他社に対する場合と同様の扱いとし、適正な対価を得て開示します。

2) 新会社の研究開発成果

事業化後における新会社の研究開発成果については、これまでのNTTと同様の考え方により開示します。

●「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方」答申(平成2年3月2日、電気通信審議会)

| | |
|--|---|
| | <p>3 講ずるべき措置、方策の在り方</p> <p>(1) 講ずるべき措置、方策</p> <p>③移動体通信業務をNTTから分離した上で、<u>完全民営化</u>する。</p> <p>(2) 実施時期</p> <p>イ 移動体通信業務の分離は、同業務にかかる設備がネットワーク構成上独立した形態となっており、早期に実施することが容易であるため、一両年内を目途に速やかに実施する。</p> <p>(3) 新しい市場におけるNTTの姿</p> <p>エ 移動体通信市場における新NTT</p> <p>(ウ) <u>公正有効競争の観点から、NTTが取得する移動体通信会社の株式は、上場以降に市場において逐次売却し、できるだけ速やかにNTTの出資比率を低下させることが望ましい。</u></p> <p>●「日本電信電話株式会社の移動体通信事業の分離について」(平成4年4月28日、郵政省)</p> <p>※注:新会社はNTTドコモ、NTTは再編成前の旧NTT、中核となる会社は地域別運営移行後におけるNTTドコモ中央のことを指す</p> <p>(1) 新会社のネットワーク</p> <p>新会社は、可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合においては、移動体系事業者と同一の条件とする。</p> <p>(2) 取引条件等</p> <p>NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。</p> <p>また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の利用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。</p> <p>(3) NTTとの人的関係</p> <p>NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする。</p> <p>(4) 出資比率の低下</p> <p>中核となる会社の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、<u>上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。</u></p> <p>(5) 資材調達</p> <p>新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。</p> |
|--|---|

●「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」(平成12年12月21日、電気通信審議会)

3 NTTの在り方

(1) 基本的視点

イ NTT再編成の評価

- ② また、本年3月の規制緩和3ヶ年計画(再改訂)においては、NTTの在り方について、
(b) NTTドコモ株の保有割合の引下げについては、携帯電話事業者間の競争状況とNTTドコモと東・西NTTとの間の競争の状況に留意しつつ、引き続き検討を進める。
とされたところである。

(4) NTTコム、NTTドコモ等の事業会社の在り方

ウ NTTドコモ等の位置付け

- ① NTTドコモについても、東・西NTTの有力な競争相手とすることが、地域通信市場におけるダイナミックな競争を実現する観点からは望ましく、また、公正競争条件の確保というNTTドコモ分離の趣旨を徹底させる観点からも、NTT持株会社によるNTTドコモ株の保有比率をNTTドコモがその経営を実質的に独立できる程度まで引き下げ、そのグループ経営の支配から解放することが必要であるとのがある。
- ② また、「規制緩和推進3ヶ年計画の再改定について」においても、「NTTのドコモ株の保有割合の引き下げについては、携帯電話事業者間の競争状況とドコモと東・西NTT地域会社との間の競争の状況に留意しつつ、引き続き検討を進める」旨、閣議決定されているところである。
- ③ NTTドコモに関しては、東・西NTTの有力な競争相手になることによる市場活性化効果などから、基本的には、上記の指摘を踏まえ、NTT持株会社のNTTドコモ株保有割合が一層低下することが望ましい。
- ④ また、携帯電話のグローバル化に対応して事業展開を機動的に行う必要性が増していることから、株式の外国上場等を通じて持株会社の保有株式比率をできるだけ低下していく努力が望まれる。

(5) 持株による子会社株式の売却を巡る諸問題

ア NTTドコモ・NTTコムの持株比率低下の意義

- ① 持株会社によるNTTドコモ・NTTコムへの出資比率の低下は、NTTドコモ・NTTコムの経営の実質的な独立性を資本面で確保することにより、
(a) NTTドコモ・NTTコムが県内／県間、有線／無線といった、人為的な事業領域区分にとらわれず自由な事業展開ができるようになり、NTTグループ内各社の相互競争の進展、市場の活性化が図られること
(b) 東・西NTTとNTTドコモ・NTTコムとの間の持株会社を通じた資本関係が希薄化することにより、現在の人的・物的ファイアウォールが資本の面からも強化され、公正競争

条件が一層整備されること

(c) NTTドコモ・NTTコムが株式の外国上場、株式交換制度の活用等により海外キャリアと合従連衡等グローバルな事業展開、資金調達を柔軟に行うことができることなど、我が国の電気通信の発展にとって意義のあることと考えられる。

(6) NTTグループ全体の在り方

イ NTTグループ内事業会社のダイナミックな事業展開

③ このため、持株会社の在り方そのものの検討とは別に、当面の措置として、持株会社の運営方法として、できるだけグループ各社の自由な経営判断を尊重し、グループ内の競争を促進させる方向でのグループ運営が求められる。

④ さらに、グループ各社の自主性、自立性を資本の面から担保するためにも、できるだけ早急にNTTコム、NTTドコモの持株比率をそれぞれの経営の自主独立性を発揮できる程度まで低下することが必要である。

●規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定)

II. 横断的措置事項

1. IT 関連

イ. 電気通信分野における新たな競争政策の樹立

⑦NTTの在り方(総務省)

NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保(総務省)を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、東・西NTTの経営効率化の推進等、競争促進のための自主的な実施計画をNTT持株会社及び東・西NTTが作成し、公表することを期待するとともに、当該実施計画の実施状況を注視する。

●「移動体通信事業の分離について」(平成4年4月28日、日本電信電話株式会社)

※注:新会社はNTTドコモ、NTTは再編成前の旧NTT、中核となる会社は地域別運営移行後におけるNTTドコモ中央のことを指す

日本電信電話株式会社(NTT)は、「移動体通信業務の分離」について、平成2年3月30日の「政府措置」を踏まえ、平成3年2月にその基本的な枠組みを発表したところですが、その後細部について検討を進めてきた結果、以下の内容で実施する予定です。

(略)

3. 公正競争条件の整備

移動体通信事業の分類に伴い、NTTは公正な競争を確保するため、以下のとおり行なうこととする。

(1) 新会社のネットワーク

新会社は、可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合においては、移動体系事業者と同一の条件とする。

(2) 取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。

また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の利用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

(3) NTTとの人的関係

NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする。

(4) 出資比率の低下

中核となる会社の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

(5) 資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

●電気通信事業法

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

(略)

五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

(略)

十 電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。)の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行つていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生

じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項、第五項及び第六項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、当該電気通信事業者の特定関係法人(第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第一項において同じ。)である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。

4 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者(第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

5 総務大臣は、前二項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

6 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、電気通信役務に関する収支の状

況その他その会計に関し総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十一条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(法人である場合に限る。以下この条において同じ。)の役員は、当該電気通信事業者の特定関係法人(当該電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社又は当該会社の子会社(当該電気通信事業者を除く。))である電気通信事業者に限る。)であつて、その役員を兼ねた場合には電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがあるものとして総務大臣が指定するもの(次項及び第百六十九条第二号において「特定関係事業者」という。)の役員を兼ねてはならない。

2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

●日本電信電話株式会社等に関する法律

第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とする。

第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。

二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。

三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務

2 会社は、前項の業務を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

| | |
|--|--|
| | <p>附則(平成九年六月二〇日法律第九八号)</p> <p>第八条</p> <p>2 <u>会社は、当分の間、会社がこの法律の施行の際現に営んでいる業務であつて、承継会社に引き継がれるものとして承継計画に定められたもの以外のもの(新法第二条第一項に規定する業務に該当するものを除く。)</u>を引き続き営むことができる。</p> |
|--|--|

以上